第四条の次に次の一条を加える。

（仮登録）

第四条の二　館長は、利用者登録申請書を直接に提出した者から氏名、住所、年齢等が記載された書類を提示され、又は提出された場合において、前条第三項の確認ができないときは、館長が別に定めるところにより、提出された利用者登録申請書を仮利用者登録申請書として受理し、当該申請書を提出した者に対し、その識別番号その他の事項を記載した仮登録証を交付することができる。

2　仮登録証は、交付日に限り、有効とする。ただし、仮登録証の交付を受けた者（以下「仮登録利用者」という。）であった者が利用者登録申請書を提出しようとするときは、所定の期間内に限り、交付を受けた仮登録証を提出することにより、利用者登録申請書の提出に代えることができる。

3　前条第一項の規定にかかわらず、仮登録利用者は、入館して行う資料の利用の申込みを行うことができる。

4　前条第六項から第九項までの規定は、仮登録利用者及び仮登録証について準用する。

第二章の章名を次のように改める。

第二章　開館時間、休館日及び利用カード等

第十条の次に次の一条を加える。

（登録利用者及び仮登録利用者の入館のためのカードの交付）

第十条の二　資料を利用するため東京本館又は関西館に入館しようとする登録利用者及び仮登録利用者は、次の各号の利用者の区分に応じ、当該各号に定めるカードの交付を受けなければならない。

一　登録利用者　登録利用者カード

二　仮登録利用者　仮登録利用者カード

2　登録利用者カードの交付は、館長が必要があると認めるときは、送付をもって代えることができる。

3　館長は、登録利用者カードの交付を受けた登録利用者であって当該カードを所持していないものが、資料を利用するため東京本館又は関西館に入館しようとするときは、臨時利用カードを交付することができる。

4　前三項の場合において、館長は、必要があると認めるときは、当該利用者に対し、その氏名及び住所を証明するに足りる書類の提示又は提出を求めることができる。

第十一条第一項を次のように改める。

　登録利用者及び仮登録利用者は、利用カード（登録利用者カード、仮登録利用者カード及び臨時利用カードをいう。以下同じ。）を提示することにより、資料を利用するため東京本館又は関西館に入館することができる。

第十一条第二項中「館長は」を「前項の場合において、館長は」に、「入館しようとする者」を「当該利用者」に、「年齢等」を「その氏名及び住所」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（当日利用カードの発行による入館）

第十一条の二　登録利用者及び仮登録利用者以外の者は、利用者受付に設置された当日利用カード発行機にその氏名及び生年月日を入力して、当日利用カードの発行を受けることにより、資料を利用するため東京本館又は関西館に入館することができる。この場合において、館長は、必要があると認めるときは、当該者に対し、その年齢等を証明するに足りる書類の提示を求めることができる。

2　前項の当日利用カードの発行を受けた者は、次の各号に掲げる資料の利用の申込みをすることができる。

一　第二十条第一項ただし書に規定する資料の閲覧

二　前号の資料に係る第三十四条第一項に規定する即日複写

三　第一号の資料に係る第三十四条第二項に規定する印刷出力による印画

第十三条中「利用カード」を「仮登録利用者カード、臨時利用カード及び当日利用カード」に改める。

第十四条の見出し中「利用カード」を「利用カード等」に改め、同条第一項中「利用カード」を「利用カード等（利用カード及び当日利用カードをいう。以下同じ。）」に改め、同条第二項及び第三項中「利用カード」を「利用カード等」に改め、同条第四項中「第一項」の下に「又は前項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　登録利用者カードは、登録の有効期間が経過したとき、登録利用者が登録の抹消を求めるときその他不用となったときは、返却しなければならない。

第十五条の見出し中「入退館の」を「利用カード等による」に改め、同条第一項を次のように改める。

　利用者は、電気通信回線の故障その他の事由により利用カード等による手続をすることができないときは、館長が別に定めるところにより、利用カード等に代えて臨時カード又は資料利用票の交付を受け、手続を行うものとする。

第十五条第二項中「第十一条第一項」の下に「及び第十一条の二第一項」を、「提出し、」の下に「臨時カード又は」を加え、同条第三項を次のように改める。

3　前二条の規定は、臨時カードについて準用する。

第十七条中「音楽・映像資料室、憲政資料室及び古典籍資料室」を「古典籍資料室、憲政資料室及び音楽・映像資料室」に改める。

第十九条の次に次の一条を加える。

（録音テープ等の閲覧）

第十九条の二　国立国会図書館学術文献録音テープ等利用規則（昭和五十年国立国会図書館規則第三号）第一条に規定する録音テープ等及び視覚障害者等（同規則第二条に規定する録音テープ等を利用することができる者をいう。以下同じ。）に限り利用させることを条件として閲覧の提供を受けた電子情報は、館長の定めるところにより確認を受けた視覚障害者等に限り閲覧することができる。

第二十条第三項中「前項の規定は、」を削り、「場合について準用する」を「ときは、館長が別に定めるところにより、資料の請求を行うものとする」に改める。

第二十一条第一項第一号イ中「三件」を「三点」に改め、同号ロ中「三件」を「十点」に改め、同号ハ中「五件」を「五点」に改め、同項第二号中「、第二十五条第一項の規定により閲覧を予約した資料」を削り、「十件」を「十点」に改める。

第二十二条第一号ロ中「音楽・映像資料室、憲政資料室又は古典籍資料室」を「古典籍資料室、憲政資料室又は音楽・映像資料室」に改める。

第二十三条第一項中「第二十五条第一項」を「第二十五条」に改め、同条第二項第一号イ中「三件」を「三点」に改め、同号ロ中「三件」を「十点」に改め、同号ハ中「五件」を「五点」に改め、同項第二号中「十件」を「十点」に改める。

第二十五条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（閲覧の予約）」を付し、同条を次のように改める。

第二十五条　利用者（登録利用者及び仮登録利用者に限る。次条及び第二十七条において同じ。）は、館長が定めるカウンターにおいて帯出する資料について、館長が別に定めるところにより、資料の閲覧を予約することができる。

第二十六条の見出しを削り、同条第一項中「登録利用者」を「利用者」に改め、「又は」の下に「東京本館若しくは」を加え、同条第二項中「登録利用者」を「利用者」に改め、「日は」の下に「、閲覧業務を行う日（以下「閲覧日」という。）のうち」を加え、「の翌々閲覧日以降七閲覧日」を「から三閲覧日以後八閲覧日」に改め、同条第三項中「十件」を「十点」に改める。